**【簡易課税用】**

**消費税申告準備のチェックリスト**

★下記すべての項目を申告するまでにご準備ください。準備が済んでいない場合は申告できませんのでご注意ください。

★令和4年課税売上高が1,000万円以下等の免税事業者要件を満たし、『消費税課税事業者選択届』を提出していない場合には『2割特例』を選択できます。

□軽減税率対象の取引がある場合、区分経理した帳簿が必要になります。

　※区分記載した帳簿とは、軽減税率8％と標準税率10％を区分して記帳した帳簿のことです。

□基準期間の課税売上高（2年前の課税売上高のことです※令和6年消費税申告の基準期間は令和4年）

□『課税売上高額計算表』を作成してください

　・『課税売上高計算書』が未完成の場合、申告できませんのでご了承ください

　・課税売上高が複数の事業区分に分かれる場合は第1種事業～第6種事業に分けて記載してください

　・軽減税率適用分がある場合には更にその金額を軽減税率と標準税率に分けて記載してください

　・課税売上高には免税、非課税、不課税取引は含めない又は、区分してください

　・『業務用固定資産等の譲渡所得の収入金額等』がある場合はその資料をお持ちください

　例）営業用車両の下取り、売却など

□『中間納付税額』と『中間納付譲渡割額』の金額（前年度に消費税申告をしていない方、消費税納税金額によっては無い場合もあります）

ご不明点がございましたら、青色申告会までご相談下さい

TEL：046-823-0402

MAIL:aoiro@yokosukacci.com